

4 出願資格

【学校推薦型選抜(一般公募)】

次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ(4)を満たす者。

- (1)日本の高等学校(特別支援学校の高等部を含む)又は中等教育学校を2025年3月以降卒業した者及び2026年3月卒業見込みの者。
- (2)通常の課程による12年の学校教育(高等専門学校第3学年)を2025年3月以降修了した者及び2026年3月修了見込みの者。
- (3)文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を2025年3月以後修了した者及び2026年3月31日までに修了見込みの者。
- (4)出身学校長が人物、成績について適当と認め、推薦書を付して推薦した者。

〈推薦基準〉

管理栄養学部・ヒューマンケア学部・看護学部：全体の学習成績の状況が3.2以上(欠席が過度に多くない者)

メディア造形学部：特に定めない(欠席が過度に多くない者)

※外国の学校等は上記出願資格には含みません。

※本学及び他大学との併願ができます。ただし本学の学校推薦型選抜(指定校)との併願はできません。

【一般選抜】

次の(1)～(3)のいずれかに該当する者。

- (1)高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び2026年3月卒業見込みの者。
- (2)通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び2026年3月修了見込みの者。
- (3)学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び2026年3月31日までにこれに該当する見込みの者。
 - ①外国において、学校教育における12年の課程を修了した者及び2026年3月31日までに修了見込みの者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの。
 - ②文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び2026年3月31日までに修了見込みの者。
 - ③専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者。
 - ④文部科学大臣の指定した者。
 - ⑤大学入学資格検定に合格した者又は高等学校卒業程度認定試験に合格した者及び2026年3月31日までに合格見込みの者で、2026年3月31日までに18歳に達する者。
 - ⑥学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則(令和4年文部科学省令第18号)による高等学校卒業程度認定審査に合格した者。
 - ⑦学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの。
 - ⑧本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの。

※本学個別入学資格審査により出願しようとする方は、入学試験出願開始前に個別審査を行いますので、入学試験出願開始日の2ヶ月前(本学を志望校として大学入学共通テストに出願する場合は大学入学共通テスト出願開始の3週間前)までにお問い合わせください。